

2. 補助金額

※詳細は神戸市のホームページの「別添1」を参照してください。

- ・サービス種別ごとに、基準単価と対象経費の実支出額（他の補助金等の収入を用いている場合は、当該補助金等の交付の対象となった経費を除外した額）を比較して少ない方の額を補助額とします。
- ・1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
- ・基準単価は、対象経費の支出年度単位で適用します。
- ・サービス種別ごとに、(1)及び(2)についてそれぞれ基準単価まで助成することができます。

3. エントリー・申請

(1) エントリー方法

- ・エントリーシート・経費一覧等をダウンロード、入力の上、Eメールにて神戸市福祉局 監査指導部（「サービス継続支援事業」担当者）宛に送付してください。
- ・送付するEメール1件につき、**①1サービス種別ごと、かつ、②1感染期間分**、としてください。
- ・エントリーシート等の内容確認の上、補助対象となると思われる法人に対し、本市より申請書兼請求書等を送信します。
- ・1つの感染期間（※）ごとに、エントリーを行ってください。

※療養解除日・待機解除日（感染収束日）の翌日から起算して7日以内に新たに感染者が発生した場合は、1つの感染期間扱いとなります。

※療養解除日・待機解除日（感染収束日）の翌日から起算して7日以内に新たに感染者が発生していない場合（＝7日超で新たに感染者等が発生した場合）は、複数の感染期間扱いとなります。

※療養解除日・待機解除日（感染収束日）は、施設・事業所で感染の収束した日です。

(介護) サービス継続支援事業 感染期間の考え方										
月日	7月10日	7月11日	7月12日	7月13日	7月14日	7月15日	7月16日	7月17日	7月18日	考え方
日数	療養解除日・待機解除日	1	2	3	4	5	6	7	8	
事例1	療養解除日・待機解除日							新たな陽性者発生		1つの感染期間=1件の申請・エントリー
事例2	療養解除日・待機解除日								新たな陽性者発生	2つの感染期間=2件の申請・エントリー

(2) エントリー期間

2023年8月4日～2024年3月31日

※2023年5月7日以前分のエントリー期間は下記のとおりです。

①2022年4月1日～2023年3月31日に感染が収束したもの

2023年8月4日～8月18日10時まで

②2023年4月1日～2023年5月7日に感染が収束したもの

2023年8月4日～2024年3月31日

※感染症収束月の翌月末を目安にエントリーしてください。

(3) 管理番号

- ・(初回) エントリー後、本市より管理番号をメールでご連絡します。

※ご連絡内容「管理番号 (サービス種別) 事業所名 (回数)」

(例)「R5 障害 XXX (共同生活援助) グループホーム XX (X回目)」

- ・(初回) エントリー後、1 週間以内に市から管理番号等のメール連絡なき場合は、その旨ご連絡願います。
- ・(修正) エントリー・申請の際は、①メールの件名、及び、②エントリーシートまたは申請書兼請求書(右肩)に、管理番号を記入してください。

4. 2023年5月7日以前分の制度概要等について

2022年4月1日から2023年5月7日に感染が収束したものについては、神戸市のホームページをご確認ください。

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/syogai_corona/servicekeizoku.html

5. 注意事項(その1) 対象経費について

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の障害福祉サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成します。
- (2) 他の補助金等の収入を用いている場合は、本事業の対象外となります。
- (3) 「自費検査費用」(PCR検査費用)については、一定の要件があります(別添2参照)。
- (4) 感染症の発生期間に生じた、かかり増し経費であることから、備品、工事を伴う経費や、期間終了後も使用可能な感染対策関連物品(空気清浄機等)は、対象外経費となります。
- (5) 「衛生用品の購入」については、感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品が対象であり、体温計やパルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、おむつなどは対象外経費となります(使い捨て食器は対象)。
- (6) 感染症の発生期間内に生じた、かかり増し経費の支払等については、期間外になっても補助対象となります。
- (7) 国、地方公共団体その他の者から同一の経費について補助金を受けている場合は、本事業の対象となりません。

6. 注意事項(その2) 対象経費算定期間について

対象経費の算定期間は、以下のとおりです。

区分	算定基準日の考え方
着手年月日	事業所等で感染者が判明した日
完了年月日	事業所等で感染の収束した日又は算定期間内に生じた、かかり増し経費の最終支払日(ただし、いずれも最終日は2024年3月31日)

7. 注意事項(その3) 申請書類の保存について

証拠書類(手当等支払明細書、納品書・領収書等)については、申請書に添付して提出する必要はありませんが、会計検査院の検査において、提出を求められる場合がありますので、当該書類は必ず5年間(2029年3月31日まで)保存してください。

8. 注意事項(その4) その他

- (1) 消費税抜きの額で申請してください。
- (2) ご質問等ある場合は、質問様式に記入し、神戸市福祉局監査指導部(「サービス継続支援事業」担当者)宛にEメールを送信願います(件名は「サービス継続支援事業に関する質問」としてください)。
- (3) 対象事業所・対象経費、エントリーシート等掲載場所

神戸市のホームページ

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/syogai_corona/servicekeizoku.html

(4) 問合せ先・エントリーシート等提出先

神戸市福祉局監査指導部（「サービス継続支援事業」担当者）

（メールアドレス） kaigoshidou_chosa@office.city.kobe.lg.jp

神戸市福祉局監査指導部

（「サービス継続支援事業」担当者）

（障害）TEL：322-5232